

自転車安全利用五則を守りましょう!

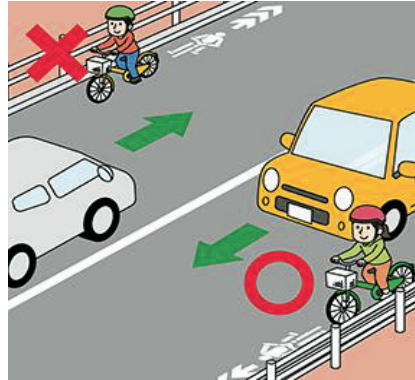
1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、**車道の左端に寄って通行しなければなりません。**

普通自転車が**例外的に歩道を通行できる場合(※)**でも、**車道寄りの部分を徐行しましょう。**

- ※例外的に歩道を通行できる場合とは、
- ・「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
 - ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が自転車を運転する場合
 - ・道路工事や連続した駐車車両などのために、車道の左側部分を通行するのが困難な場所を通行するとき
- などをいいます。



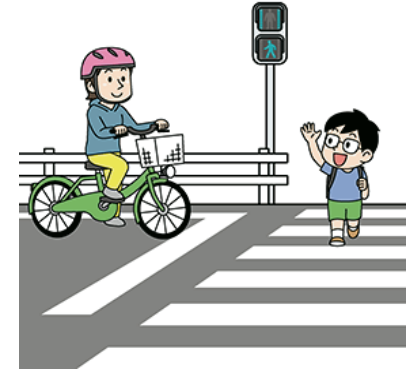
2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号は**必ず**守りましょう。歩道・車道のいずれを通行している場合でも、「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、**必ず**その信号に従いましょう。

「止まれ」の標識がある場所では、**必ず**一時停止しましょう。

「止まれ」の標識がなくても、**見通しの悪い交差点では、必ず**徐行し左右をよく見て、**安全に**通行しましょう。



3

夜間はライト点灯

自分の存在を目立たせ、車のドライバーから見やすいように、**夜間は必ずライトを点灯しましょう。**また、**反射材やLEDライトを装着・着用しましょう。**



4

飲酒運転は禁止

自転車の酒気帯び運転の他、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して、新たに罰則（拘禁刑または罰金）が整備されました。**飲酒運転は絶対にやめましょう。**



5

ヘルメットを着用

ヘルメットは、事故の際に頭を守ってくれる重要なアイテムです。自転車に乗るときは、**大人も子どもも、ヘルメットを着用しましょう。**

